

諮問番号 : 令和7年度諮問第3号(令和7年6月17日付け)

答申番号 : 令和7年度答申第5号(令和8年1月13日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和7年1月14日付けで提起した処分庁岐阜県知事による特別児童扶養手当額改定処分(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、処分庁から、審査請求人が監護する子(以下「本件児童」という。)の発達障害及び〇〇により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、令和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までを認定期間として障害等級(法第2条第5項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)1級の認定を受け、特別児童扶養手当(以下「手当」という。)を受給していた。

審査請求人は、上記の期間経過後も継続して認定を受けるため、令和〇年〇〇月〇〇日付けで、処分庁宛てに、特別児童扶養手当有期再認定書類提出届に特別児童扶養手当認定診断書を添えて提出した。処分庁は、上記の診断書を審査し、令和〇年〇〇月〇〇日付けで、障害等級を1級から2級とし、手当の額を減額改定する旨の本件処分をした。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消し及び障害等級1級の認定を求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のように主張し、本件処分を取り消し、及び重複障害

で障害等級1級と認定することを求めている。

- 1 令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号の特別児童扶養手当額改定通知書及び特別児童扶養手当有期再認定通知書で認定されていた重複障害1級（内部障害（〇〇）で2級、発達障害で2級）から、本件処分によって、内部障害（〇〇）の障害等級は非該当（1級又は2級のいずれにも該当しないことをいう。以下同じ。）とされ、発達障害のみで2級に変更されたことに納得できない。

すなわち、重複障害で1級となる前の令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号の特別児童扶養手当認定通知書及び特別児童扶養手当障害認定通知書では内部障害（〇〇）で2級と認定されている。当該認定に係る〇〇の診断書と、本件処分に係る〇〇の診断書は、診断内容はほぼ同様であるにもかかわらず、令和〇年〇〇月〇〇日の2級の認定と本件処分とは矛盾している。

処分庁はこの矛盾に対して「総合的に判断すれば」と曖昧模糊な理由しか述べていない。また、本件処分に係る額改定理由書に「知的障害」と記載されているが、「発達障害」の間違いであり、判定に当たって処分庁に真摯に対応する姿勢が見受けられない。

- 2 本件処分に係る額改定理由書に「内部障害（血液・造血器・その他）において、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とまでは認められない」と記載されているが、〇〇が〇〇で〇〇と診断されており、本件児童の生活上において重症の度合を感じている。

また、〇〇の診断書では一般状態区分は「〇〇」（〇〇もの）とされているが、本件児童は、〇〇により、〇〇だけでなく〇〇も、〇〇だけでなく〇〇に〇〇、〇〇、〇〇等の症状が出て、少しの〇〇でも〇〇を〇〇等の日常生活において著しい制限を受けている。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件児童の障害について、提出された診断書の記載内容を基に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3にお

ける障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）及び認定要領別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）に照らして、総合的に判断をすると、本件児童の発達障害の障害等級は2級と、本件児童の〇〇の障害等級は非該当と判断するのが相当である。また、本件児童の障害の程度は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」にあるとはいえないことから、重複障害で1級に該当するともいえない。したがって、処分庁が本件児童の障害等級を2級と認定した本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和7年 6月17日	諮問
令和7年 9月17日	審議（第30回第2部会）
令和7年11月 4日	審議（第31回第2部会）
令和7年12月16日	審議（第32回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第2条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2から4まで 略

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、

各級の障害の状態は、政令で定める。 」

イ 法第3条は、支給要件について、次のとおり規定している。

「第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

2から5まで 略 」

ウ 法第5条は、認定について、次のとおり規定している。

「第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

2 略 」

エ 法第39条の2は、事務の区分について、次のとおり規定している。

「第39条の2 この法律（第22条第2項及び第25条（第26条の5においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。 」

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）

ア 令第1条は、法第2条第2項、第3項及び第5項の政令で定める程度の障害の状態について、次のとおり規定している。

「第1条 略

2 略

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。 」

イ 令別表第3は、第1条関係について、別紙1のとおり規定している。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第3

8号。以下「規則」という。)

規則第1条は、認定の請求について、次のとおり規定している。

「第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第15条、第16条、第25条、第28条第2項及び第29条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。

一 略

二 支給対象障害児が法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師又は歯科医師の診断書及び当該状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真

三から七まで 略

(4) 局長通知

局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けられている（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について」（平成13年7月31日付け雇児発第502号・障発第325号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）参照）。

(5) 認定要領

ア 認定要領2は、障害の認定について、次のとおり定めている。なお、認定要領は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものである。

「2 障害の認定については、次によること。

(1) 略

(2) 障害の程度は、令別表第3に定めるとおりであり、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害程度の1級及び2級に相当するものであること。

(3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあ

たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

ア 1級

令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

イ 2級

令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

(5) 障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。

ア 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるも

のについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと。

イ 精神疾患（知的障害を含む。）、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこと。

ウ その他必要な場合には、上記イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこと。

なお、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めること。

エ 再認定を行う場合は、令和元年5月31日障発0531第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」により行うこと。

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。なお、ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定については、「特別児童扶養手当及び特別障害者手当等におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について」（平成10年3月27日障企第24号通知）に定める事項に留意して認定を行うこと。」

イ 認定要領4は、障害の認定に係る診断書等について、次のとおり定めている。

「4 障害の認定に係る診断書等について

(1) 各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添2「特別児童扶養手当認定診断書」によること。

(2)から(5)まで 略」

ウ 認定要領別添2は、様式第4号で「知的障害・精神の障害用」の、様式第8号で「血液・造血器、その他の障害用」の特別児童扶養手当認定診断書の様式を定めている。

(6) 認定基準

ア 認定基準第7節は、精神の障害について、次のとおり定めている。

「 第7節 精神の障害

精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

2 認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。

症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、妄想、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害」に準じて取り扱う。

AからDまで 略

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものという。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。

また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断

して認定する。

- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」

イ 認定基準第8節は、神経系統の障害について、次のとおり定めている。

「 第8節 神経系統の障害

神経系統の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

神経系統の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

2 認定要領

- (1) 肢体の障害の認定は、本章「第6節 肢体の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行う。
- (2) 脳の器質障害については、神経障害と精神障害を区別して考えることは、その多岐にわたる臨床症状から不能であり、原則としてそ

これらの諸症状を総合し、全体像から総合的に判断して認定する。」
ウ 認定基準第13節は、血液・造血器疾患について、次のとおり定めている。

「 第13節 血液・造血器疾患

血液・造血器疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

血液・造血器疾患については、次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

血液・造血器疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等（薬物療法による症状の消長の他、薬物療法に伴う合併症等）、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。

2 認定要領

(1) 血液・造血器疾患は、臨床像から血液・造血器疾患を次のように大別する。

ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、組織球症等）

(2)及び(3) 略

(4) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表

区分	一 般 状 態
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
イ	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(5) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するもの

ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶結性貧血等）

A表

区分	臨 床 所 見
Ⅰ	1 高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
	2 輸血をひんぱんに必要とするもの
Ⅱ	1 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
	2 輸血を時々必要とするもの

B表

区分	臨 床 所 見
Ⅰ	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの

	<p>の</p> <p>(1) ヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの</p> <p>(2) 網赤血球数が2万/μL未満のもの</p> <p>2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 白血球数が1,000/μL未満のもの</p> <p>(2) 好中球数が500/μL未満のもの</p> <p>3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの</p>
II	<p>1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) ヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0 g/dL未満のもの</p> <p>(2) 網赤血球数が2万/μL以上6万/μL未満のもの</p> <p>2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 白血球数が1,000/μL以上3,000/μL未満のもの</p> <p>(2) 好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの</p> <p>3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの</p>

イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

A表

区分	臨床所見
I	<p>1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの</p> <p>2 補充療法をひんぱんに行っているもの</p>
II	<p>1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの</p> <p>2 補充療法を時々行っているもの</p>

(注) 略

B表

区分	臨床所見
I	1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの

	2 血小板数が2万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの
II	1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの

(注1) 及び (注2) 略

ウ 白血球系・造血器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、組織球症等）

A表

区分	臨 床 所 見
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんぱんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの

(注1) 及び (注2) 略

B表

区分	臨 床 所 見
I	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/ μ L未満のもの 4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/ μ L未満のもの
II	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0 g/dL未満のもの 2 末梢血液中の血小板数が2万/ μ L以上5万/ μ L未満のもの 3 末梢血液中の正常好中球数が500/ μ L以上1,0

	00/μL未満のもの
4	末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの

エ 認定基準第16節は、その他の障害について、次のとおり定めている。

「 第16節 その他の障害

その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

その他の疾患については、次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

その他の障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとし、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。

2 認定要領

(1) その他の疾患は、「第1節 眼の障害」から「第15節 悪性新生物」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、本節においては、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症、人工肛門・新膀胱、遷延性植物状態、いわゆる難病及び臓器移植の取扱いを定める。

(2)から(6)まで 略

(7) 障害の程度は、一般状態が次表の一般状態区分表のウに該当するものは1級に、同表のイ又はアに該当するものは2級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とする。

一般状態区分表

区分	一 般 状 態
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(8) 「第1節 眼の障害」から「第15節 悪性新生物」及び本節(第16節)に示されていない障害及び障害の程度については、その障害によって生じる障害の程度を医学的に判断し、最も近似している認定基準の障害の程度に準じて認定する。」

オ 認定基準第17節は、重複障害について、次のとおり定めている。

「 第17節 重複障害

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合の障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 認定要領

- (1) 令別表第3の2級に該当する程度の機能障害が2以上あるときは、施行令別表第3の1級に該当するものとする。
- (2) 病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合には、その状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるときは、令別表第3の1級に該当するものとする。

なお、障害の併合認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の第2章「併合等認定基準」及び「身体障害者福祉法の併合認定」を参考とするものとする。」

- (7) 「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」（令和元年5月31日付け障発0531第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「有期認定通知」という。）

有期認定通知は、規則による障害認定診断書に基づき、都道府県知事・指定都市市長が当該受給資格者に対し、期間を定めて手当の受給資格を認定した場合の取扱いについて、次のとおり定めている。なお、有期認定通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

「1 略

2 次に掲げる事項を記載した通知書を当該受給者に対し、交付すること。

- (1) 受給資格の認定期間
- (2) 認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続き
- (3) その他必要な事項

3 通知書作成上の注意事項

- (1) 受給資格の認定期間
認定の始期及び終期の月を記載すること。
- (2) 認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続き
 - (ア) 障害認定診断書の提出期限（認定の終期の月）を記載して、その提出を求めること。
 - (イ) 障害認定診断書提出の提出先を明示すること。
 - (ウ) 障害認定診断書の診断年月日は、原則として提出期限の月又はその前月中のものであること。

略

- (8) 国民年金・厚生年金保険障害認定基準

ア 日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>) に掲載されている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準（令和4年4月1日改正）」（以下「年金障害認定基準」という。）の「第3 障害認定に当たっての基準」の「第2章 併合等認定基準」の「第2節 併合（加重）認定」は、次のとおり定めている。

「第2節／併合（加重）認定

1 2つの障害が併存する場合

個々の障害について、併合判定参考表（年金障害認定基準の別表1）における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合（加重）認定表（年金障害認定基準の別表2）による併合番号を求め、障害の程度を認定する。

〔認定例〕 略

2及び3 略

イ 年金障害認定基準別表1「併合判定参考表」のうち、本件審査請求に関する部分を抜粋すると、別紙2のとおりである。

ウ 年金障害認定基準別表2「併合（加重）認定表」のうち、本件審査請求に関する部分を抜粋すると、別紙3のとおりである。

(9) 行政手続法（平成5年法律第88号）

行政手続法第8条は、理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 略

2 本件処分について

(1) 有期認定期間後の障害等級の判断について

規則第1条は、法第5条に規定する認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に医師の診断書等を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を規定している。そして、認定要領2の(4)は、障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書によって行う旨を定めている。

本件のように、期間の定めのある法第5条に規定する認定（以下「有期認定」という。）を受給資格者（法第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下同じ。）に対して行った場合で、当該受給資格者が当該期間後も引き続き手当を受給しようとするときの手続は、当該受給資格者からの法第5条に規定する認定の請求に基づき行われるものではない（東京都行政不服審査会平成29年7月26日答申等参照）が、認定要領2の(5)のエは、再認定を行う場合は有期

認定通知により行うことと規定しているところ、有期認定通知の3の(2)によれば、有期認定に係る場合についても、受給資格者は診断書を提出することが求められると解されるから、有期認定の期間経過後の手当の受給に係る障害の再認定の判断は、法第5条に規定する認定の請求の場合と同様に、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断をするべきものであると解される。

よって、本件処分に係る本件児童の障害等級については、本件処分に際して提出された令和〇年〇〇月〇〇日付けの特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）（以下「本件診断書1」という。）及び同月〇〇日付けの特別児童扶養手当認定診断書（血液・造血器、その他の障害用）（以下「本件診断書2」という。）の記載に基づいて検討をする。

(2) 発達障害について

ア 本件診断書1のうち、認定要領別添2の様式第4号が定める知的障害・精神の障害用の診断書の部分（以下「診断部分」という。）の「①障害の原因となった傷病名」の欄には「〇〇」と、「③合併症」の欄には精神障害として「〇〇」及び「〇〇」と記載されており、これらの障害は発達障害に区分される（認定基準第7節の2のEの(1)）。

そして、審理関係人の主張を概観するに、本件児童の発達障害が2級に該当することについては双方争いが無いが、障害等級には重度のものから1級及び2級があり（法第2条第5項）、発達障害で1級に該当すれば、〇〇に係る障害等級を判断する必要がなくなることから、本件診断書1に基づき、本件児童の発達障害の状態が認定基準第7節の2のE（発達障害）の1級又は2級のいずれに該当するかについて検討をする。

イ 本件診断書1のうち、発達障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害の場合に記載する補足資料（以下「補足資料」という。）の「コミュニケーション」の欄によれば、本件児童は〇〇により〇〇ができるとされているものの、診断部分によると、「⑧発達障害関連症状」の欄は「〇〇」及び「〇〇」について該当があり、所見では「〇〇」と記載されている。

そうすると、本件児童の社会性やコミュニケーション能力を判断するに、認定基準第7節の2のEの(3)の1級の例示のうち「社会性やコミュニケーション能力が欠如して」いるとまではいえないが、2級の例示のうち「社会性やコミュニケーション能力が乏し」いところがあると認められる。

ウ 次に、認定基準第7節の2のEの(3)の1級及び2級で例示する「不適応な行動が見られる」かどうか検討するに、診断部分によると、「⑩問題行動及び習癖」の欄は、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」及び「〇〇」の7項目に該当がある。そして、補足資料の「⑩問題行動及び習癖」の欄によれば、それら7項目の頻度はいずれも「〇〇」で、程度は〇〇が「〇〇」（〇〇程度）であるものの、そのほかの6項目はいずれも「〇〇」（〇〇程度）とされている。

そして、以上のことに加えて、診断部分の「⑭要注意度」の欄が、「〇〇」とされていることからすると、本件児童は、ほぼ日常的に保護が必要な程度に「不適応な行動が見られる」と認められる。

エ 一方で、発達障害の認定については、「社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う」（認定基準第7節の2のEの(2)）ところ、診断部分の「⑬日常生活能力の程度」及び補足資料の「⑬日常生活能力の介助の程度」の欄によれば、「〇〇」が必要とされているのは「〇〇」及び「〇〇」の2項目であり、「〇〇」とされているのは「〇〇」及び「〇〇」の2項目が該当するものの、「〇〇」、「〇〇」及び「〇〇」は「〇〇」あるいは「〇〇」とされている。

そして、本件児童が本件処分当時は〇〇年生で〇〇に在籍していることも考え合せると、本件児童の発達障害は、認定基準第7節の2のEの(3)の1級で例示する「日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」に至っているとはいえず、同(3)の2級で例示する「日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当し、障害等級2級にとどまると認められる。

(3) 〇〇について

ア はじめに

本件診断書2の「①障害の原因となった傷病名」の欄には、「〇〇」と記載されているところ、認定基準の第1節から第16節までのいずれに当てはまるかについては必ずしも明らかでなく、このうち該当する可能性がある「第8節 神経系統の障害」、「第13節 血液・造血器疾患」及び「第16節 その他の障害」について順次検討する。

イ 認定基準「第8節 神経系統の障害」への当てはめ

処分庁は、〇〇が神経の障害に該当する旨を主張し、その根拠について、厚生労働省ホームページの「疾病、傷害及び死因の統計分類」の「第VI章

神経系の疾患（G00－G99）」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe i/dl/naiyou06.pdf>）において、「〇〇」に「〇〇」が例示されている旨の回答があった（審理員による質問の結果）。

そこで、認定基準第8節の神経系統の障害の基準をみると、同節の2の(1)は「肢体の障害」について、同節の2の(2)は「脳の器質障害」について規定されているにとどまり、〇〇に〇〇と〇〇が現れる病気である〇〇を認定基準第8節に当てはめることはできない。

ウ 認定基準「第13節 血液・造血器疾患」への当てはめ

本件診断書2が「血液・造血器、その他の障害用」の診断書であることから、認定基準第13節をみると、2級に相当するものとして、同節の2の(5)のア、イ又はウのB表Ⅱ欄に掲げるうちいずれか1つ以上の所見があることが例示されている（同節の2の(5)）。

そして、本件診断書2に検査成績の記載がある項目でB表Ⅱ欄に該当するには、ヘモグロビン濃度が9.0 g/dL未満、血小板数が5万/μL未満又は白血球数が3,000/μL未満のいずれかを満たす必要があるが、本件診断書2によればヘモグロビン濃度が〇〇 g/dL、血小板が〇〇/μL、白血球が〇〇/μLであり、B表Ⅱ欄に該当しない。

以上のことに加えて、本件診断書2の「⑫一般状態区分表」の欄において「〇〇」（〇〇もの）とされていることから、本件診断書2を認定基準第13節に照らして判断すると、同節の2の(4)の一般状態区分表のア、イ又はウのいずれにも該当せず、障害等級は非該当となる。

なお、本件診断書2には〇〇が〇〇ng/mLと記載されているが、認定基準全体をみても〇〇濃度について記載されていないことからすれば、〇〇濃度は〇〇であることを示す証左の一つになり得るとしても、〇〇濃度をもって障害等級を判断することはできない。

エ 認定基準「第16節 その他の障害」への当てはめ

(ア) 認定基準第16節の2の(7)によれば、一般状態が「身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」（同(7)の一般状態区分表のイ）又は「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」（同表のア）に該当するものは2級におおむね相当するとされている。

そこで、本件診断書2の「⑫一般状態区分表」の欄をみると、「○○」（認定基準第16節の2の(7)の一般状態区分表の○○に相当）や「○○」（同表の○○に相当）ではなく、「○○」（○○もの）が選択されている。

そうすると、本件児童の○○については、認定基準第16節の2の(7)に規定する「2級におおむね相当する」程度に至っていると判断することはできない。

(イ) また、上記(ア)に加え、本件診断書2の「⑮現症時の日常生活活動能力」の欄の「○○が困難であり、○○をすることは困難な状況である。」との記載からすると、○○により本件児童に○○をするうえでの困難があるものの、活動の範囲が家屋内に限られ、軽い運動もできないほど日常生活が極めて困難な状態とはいえないことから、認定要領2の(3)のイで2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの」や「家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」に該当するとはいえない。

(ウ) よって、認定要領2の(3)のイにおいて、「令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいう」とされているところ、本件診断書2の記載内容からは、本件児童の○○については、障害等級2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（認定基準第16節の1の表2級の項）と認められず、障害等級は非該当と判断するのが相当である。

(4) 重複障害について

ア 認定基準第17節の2の(1)において「令別表第3の2級に該当する程度の機能障害が2以上あるときは、施行令別表第3の1級に該当するものとする。」と規定されているところ、上記第7の2(2)及び(3)で述べたとおり、本件児童の発達障害については2級に該当するものの、○○については非該当であることから、認定基準第17節の2の(1)の適用はない。

イ 認定基準第17節の2の(2)において「病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合には、その状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるときは、令別表第3の1級に該当するものとする。」と定められている。

この点につき、認定要領2の(2)において「障害の程度は、令別表第3に定めるとおりであり、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害程度の1級及び2級に相当するものであること。」とされ、認定基準第17節の2のなお書きにおいて「障害の併合認定については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の第2章「併合等認定基準」及び「身体障害者福祉法の合併認定」を参考とするものとする。」と定められていることから、年金障害認定基準の「併合等認定基準」に当てはめて検討する。

上記第7の2(2)で述べたように本件児童の発達障害は2級に該当するから、国民年金の障害程度の2級に相当し（認定要領2の(2)参照）、本件児童の発達障害を年金障害認定基準の別表1の併合判定参考表（別紙2）に当てはめると、2級4号に相当する。

そして、本件児童の〇〇の障害等級は非該当であることは上記第7の2(3)で述べたとおりであり、年金障害認定基準の別表1の併合判定参考表（別紙2）によれば、3級5号は眼又は聴覚の障害に限られるから、〇〇が同表の3級5号に該当することはない。

これを年金障害認定基準の別表2の併合（加重）認定表（別紙3）に当てはめると、一方の障害（本件においては発達障害）が2級4号である場合に、他方の障害と重複して1級となるときは、当該他方の障害（本件においては〇〇）が2級2号、3号若しくは4号又は3級5号であるときに限られるから、重複障害で1級と判定することはできない。

ウ また、令別表第3の1級に規定する「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは「家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるもの」と例示とされている（認定要領2の(3)のア）ところ、本件診断書1及び本件診断書2を通じて総合的にみても、本件児童の活動の範囲が就床病室内に限られているとはいえないことから、重複障害で1級に該当するとはいえない。

(5) 小括

以上により、処分庁が本件児童の障害等級を2級と認定した本件処分に違法又は不当な点はない。

(6) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1の主張について

(ア) 審査請求人は令和〇年〇〇月〇〇日に〇〇は2級と判定され、診断書の内容はそのときのものとほぼ同様であるにもかかわらず、本件処分におい

て〇〇の障害等級が非該当と判断されたことを不服とする。

確かに、令和〇年〇〇月〇〇日付けの特別児童扶養手当認定診断書と本件診断書２とを見比べるとほぼ同様の内容である。

しかしながら、上記第７の２(1)で述べたとおり、有期認定の期間経過後の手当の受給に係る障害の再認定の判断は、法第５条に規定する認定の請求の場合と同様に、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして総合的に判断をするべきものである。

また、法第５条の規定による手当の受給資格及びその額に係る認定をいったん受けたからといって、将来にわたっても同様の認定を受け続けられることが保障されるわけではなく、認定要領及び認定基準には、有期認定の期間経過後の再認定の判断をする場合において従前の有期認定を受けたときの障害等級を考慮する旨の定めはない。

そして、本件診断書２の記載内容を認定要領及び認定基準に照らして非該当と判断するのが相当であることは上記第７の２(3)で述べたとおりであり、本件診断書１及び本件診断書２を総合的にみても重複障害として１級と認定することができないことは上記第７の２(4)で述べたとおりであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(イ) なお、審査請求人は本件処分に係る額改定理由書に記載された「知的障害」は「発達障害」の間違いである旨指摘する。

この点につき、処分庁が作成した額改定理由書に記載された「知的障害」は「発達障害」の誤記であると解されるものの、当該理由の記載全体からすれば、本件処分は〇〇については非該当とし、発達障害のみによって障害等級を２級と認定して行われたことが審査請求人において了知し得る程度に記載されていると認められるから、理由の提示の不備について違法又は不当であるとまでいうことはできない。

イ 上記第３の２の主張について

審査請求人は、本件児童が本件診断書２で〇〇が〇〇で〇〇と診断されているほか、〇〇を問わず〇〇に症状が現れ、少しの〇〇でも〇〇を〇〇等の日常生活において著しい制限を受けていると主張する。

しかしながら、上記第７の２(1)で述べたとおり、有期認定の期間経過後の手当の受給に係る障害の再認定の判断は、法第５条に規定する認定の請求の場合と同様に、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして総合的に判断をするべきものであり、認定要領及び認定基

準には〇〇について記載されておらず、〇〇をもって障害等級を判断することはできない。

そして、本件診断書2の記載内容を認定要領及び認定基準に照らして判断した結果、〇〇に係る障害等級が非該当であることは上記第7の2(3)で述べたとおりである。

よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用（ただし、本件処分について、処分庁は行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示義務を負わないとする部分を除く。）のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであるが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件請求において、審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号の特別児童扶養手当認定通知書及び特別児童扶養手当障害認定通知書における内部障害（〇〇）2級の認定に係る〇〇の診断書は、本件診断書2と内容がほぼ同様であるにもかかわらず、本件処分において内部障害（〇〇）の障害等級が非該当と判断されたことを不服としている。

確かに、本件処分に係る「額改定理由書」には、本件処分の理由として、本件児童の内部障害（血液・造血器・その他）は「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とまでは認められない旨が記載されているが、本件児童の障害に係るいかなる具体的事実を照らしてそのように判断したのかは、必ずしも明らかでない。

この点、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とする行政手続法の趣旨に鑑みれば、本件処分のように、従前と診断内容がほぼ同様であるにもかかわらず、従前とは異なる認定を行う等、申請者の理解を得られにくい処分を行う場合においては、同法の趣旨を尊重し、より丁寧に処分の理由を説明することが望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 大畑敦美、委員 三谷晋

令別表第 3

一級	一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつ I / 二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	両上肢の全ての指を欠くもの
	五	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
	八	体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	十	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつ I / 二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
	三	平衡機能に著しい障害を有するもの
	四	そしやくの機能を欠くもの
	五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	六	両上肢のおや指及びびとさし指又は中指を欠くもの
	七	両上肢のおや指及びびとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	九	一上肢の全ての指を欠くもの
	十	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	十一	両下肢の全ての指を欠くもの
	十二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	十三	一下肢を足関節以上で欠くもの
	十四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	十五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	十六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

併合判定参考表（年金障害認定基準の別表1）

（関係部分を抜粋）

障害の程度	番号	区分	障害の状態
2級	2号	1	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		2	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		3	平衡機能に著しい障害を有するもの
		4	そしゃくの機能を欠くもの
		5	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
		6	両上肢の全ての指を近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）以上で欠くもの
		7	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	3号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が90デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
		3	両上肢の全ての指の用を廃したもの
		4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの
		5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの
		6	両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
	4号	1	一上肢の全ての指を基部から欠き、有効長が0のもの
		2	一上肢の用を全く廃したもの
		3	一上肢の全ての指の用を全く廃したもの
		4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		5	一下肢の用を全く廃したもの
		6	一下肢を足関節以上で欠くもの
		7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	5号	1	一眼の視力が0.02以下、かつ、他眼の視力が0.1以下のもの

	2	両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの
	3	両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
~~~~~		~~~~~

## 併合（加重）認定表（年金障害認定基準の別表2）

（関係部分を抜粋）

		2級			3級			13号
		2号	3号	4号	5号	6号		
2級	2号	1	1	1	1	2		2
	3号	1	1	1	1	2		2
	4号	1	1	1	1	2		4
3級	5号	1	1	1	3	4		5
	6号	2	2	2	4	4		6
	13号	2	2	4	5	6		12

注1 表頭及び表側の2号から13号までの数字は、併合判定参考表（年金障害認定基準の別表1）の各番号を示す。

注2 表中の数字（1号から12号まで）は、併合番号を示し、障害の程度は、次の表のとおりである。

注3 略

併合番号	障害の程度
1号	国年令別表1級
2号	国年令別表2級
12号	厚年令別表不該当